

【屋久島町】新型コロナウイルス感染症発生時の施設対応基準

令和4年7月5日から適用

町の警戒レベル 感染者の状況		警戒レベル5	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2	警戒レベル1
		感染者の急増 (クラスターが町内広範囲で発生する状況)	感染者の増加 (クラスターが発生し、10人以上感染もしくは町内広範囲に広がる状況)	感染者の散発的発生 (1週間の感染者10人以上)	感染者の発生 (1週間の感染者10人未満)	感染者なし (感染者発生地域との往来によるリスクなし)
町施設 一般的な貸館等施設、社会教育施設 (指定管理施設は含まない)	屋内施設 所管課 ○離島開発総合センター(宮之浦) 宮之浦出張所 ○町総合センター(安房) 安房出張所 ○町体育館(宮之浦・安房) 社会教育課 ○尾之間中央公民館 社会教育課 ○町図書室(宮之浦・尾之間) 社会教育課 ○歴史民俗資料館(宮之浦) 社会教育課 ○各小・中学校開放体育館 社会教育課 ○老人いこいの家(宮之浦) 福祉支援課 ○宮之浦児童館 福祉支援課	使用中止 当面の間、使用を中止する 開館再開は町感染症対策本部会にて決定する	使用中断 使用中断期間は、クラスター認定日の翌日から3日間とする 【例】 3月22日 クラスター認定日 23~25日 使用中断 3月26日 開館 ● 中断期間内に新たなクラスターが確認された場合は、必要に応じて町感染症対策本部会が協議し、中断期間を延長することがある。	開館 管理者、利用者とも感染症対策を行ったうえで開館、利用可	開館 管理者、利用者とも感染症対策を行ったうえで開館、利用可	開館 管理者、利用者とも感染症対策を行ったうえで開館、利用可
	屋外施設 所管課 ○尾之間運動広場 産業振興課 ○陸上競技場(宮之浦・健康の森) 社会教育課 ○尾之間運動広場 社会教育課 ○テニスコート(宮之浦・健康の森) 社会教育課 ○町野球場(宮之浦・安房) 社会教育課 ○健康の森弓道場 社会教育課 ○健康の森多目的広場 社会教育課 ○町民すこやかふれあいセンター(屋根付ゲートボール場:尾之間) 福祉支援課	使用中止 当面の間、使用を中止する 開放再開は町感染症対策本部会にて決定する	開放 利用者は感染症対策を行ったうえで利用可 ● 利用者は、感染のリスクを考慮し、利用の有無も検討すること。	開放 利用者は感染症対策を行ったうえで利用可	開放 利用者は感染症対策を行ったうえで利用可	開放 利用者は感染症対策を行ったうえで利用可

● 貸館の利用者は、室内感染のリスクを考慮し、利用の有無も検討すること。

● 利用者は、感染のリスクを考慮し、利用の有無も検討すること。